

保護者 様

北海道札幌平岡高等学校長

感染症にかかわる出席停止の報告について

お子さんが下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により「出席停止」となります。出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に休養してください。なお、治癒又は感染のおそれがないと認められ登校する際には、下記報告書に保護者が記入署名し、学校に提出してください。

【 対象となる感染症 】

分類	感染症名並びに出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）：治癒するまで
第2種	出席停止期間は次のとおりとする。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。 インフルエンザ：発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで 百日咳：特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 麻疹（はしか）：解熱した後3日を経過するまで 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）：耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 風しん：発疹が消失するまで 水痘（みずぼうそう）：すべての発疹が痂皮化するまで 咽頭結膜熱：主要症状が消失した後2日が経過するまで 新型コロナウイルス感染症：発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで 結核・髄膜炎菌性髄膜炎：病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症：症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

----- き り と り -----

学校感染症に関する報告書

北海道札幌平岡高等学校長 宛

年 組 番 氏名

診 断 名	
診断された日	令和 年 月 日
医療機関名	
療養（出席停止）期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日より登校可

令和 年 月 日

保護者署名